

掛川市条例第19号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料）</u> <u>第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードの再交付に係る手数料の額は、1枚につき800円とする。</u></p>	<p><u>第17条 削除</u></p>

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。